

京都府立医科大学学長及び京都府立大学学長の 任期を定める規程

平成 22 年 1 1 月 1 8 日
京都府公立大学法人規程第 3 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人定款第 1 3 条第 2 項の規定により、
京都府立医科大学学長及び京都府立大学学長の任期に関して必要な事項を定
める。

(任期)

第 2 条 京都府立医科大学及び京都府立大学の学長の任期は、3 年とする。
2 学長は、1 回に限り再任されることができる。

附則

- 1 この規程は、平成 22 年 1 1 月 1 8 日から施行する。
- 2 京都府公立大学法人定款附則第 2 項の規定により任命された大学設置後最
初の学長は、1 回に限り再任されることができるものとし、その場合の任期
は 3 年とする。